(4)　住宅入居等支援事業(障害者単身生活サポート事業)　入居支援員を配置し、単身生活を希望する障害者(法第5条第18項に規定する地域移行支援の利用対象者、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第3項第8号に基づく宿泊所の利用者又は江東区以外の区市町村が援護の実施者である者を除く。)に対し次に掲げる支援の全てを実施する事業

ア　保証人がいない場合等における公営住宅及び民間賃貸住宅の契約手続の支援

イ　家主に対する相談及び助言

ウ　地域住民の障害に対する理解の促進を図るための普及啓発

エ　医療関係機関との連携

オ　障害者の単身生活に理解がある家主の賃貸物件情報の収集及び公開

カ　夜間又は緊急に対応が必要となる場合における24時間体制での相談支援

キ　家事全般に対する支援及び栄養管理指導

ク　清潔保持の確認及び指導

ケ　就労先又は日中活動先との連絡調整

コ　金銭の管理に関する指導